

社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会(以下「日本水道協会」という。)の関東地方支部に属する都県支部(以下「都県支部」という。)間における相互応援活動及び日本水道協会の他の地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害に被災した都県支部の支部長が必要と認めるときは、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 日本水道協会の他の地方支部長(以下「他の地方支部長」という。)に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の被災した都県支部の支部長の要請は、関東地方支部長に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、都県支部長に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の連絡を待たずに、都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業者が被災した場合において、この協定における都県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した都県支部の応急給水及び応急復旧等に全面に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた都県支部長は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した都県支部長に協力するものとする。

2 応援活動のために派遣する職員(以下「応援職員」という。)を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従って作業に従事する。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した都県支部長は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、応援を受けた事業体が負担することを原則として、応援活動に協力した事業体と応援を受けた事業体が協議して定めるものとする。

2 応援を受けた事業体が負担すべき費用であっても、応援を受けた事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第10条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(連絡協議会の設置)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から関東地方支部長に対し応援活動の協力要請があった場合は、この協定による関東地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

2 関東地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各都県支部長と協議するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

社団法人日本水道協会関東地方支部長
横浜市 長
社団法人日本水道協会東京都支部長
八王子市 長
社団法人日本水道協会神奈川県支部長

川 崎 市 長
社団法人日本水道協会千葉県支部長
千 葉 県 知 事
社団法人日本水道協会埼玉県支部長
埼玉県南水道企業団企業長
社団法人日本水道協会群馬県支部長
前 橋 市 長
社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇 都 宮 市 長
社団法人日本水道協会茨城県支部長
日 立 市 長
社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲 府 市 長

別表

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東京都支部長
第 2 順 位	神奈川県支部長
第 3 順 位	千葉県支部長
第 4 順 位	埼玉県支部長
第 5 順 位	群馬県支部長
第 6 順 位	栃木県支部長
第 7 順 位	茨城県支部長
第 8 順 位	山梨県支部長